（注４）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。

（注５）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注６）　本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。

（注７）　発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

（注８）　変更後の全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。

（注９）　屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。

（注10）　太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池

Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池

Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池

Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池

変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注11）　一基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「ＮＫ認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。

（注12）　配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。

太陽光発電設備の場合

Ｚ：全量配線（事業者が複数の住宅の屋根を賃借して太陽光発電設備を設置する場合で、その出力の合計が10kW以上となる場合も含む。）

Ｙ：余剰配線

太陽光発電設備以外の場合

Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。

Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。

Ｃ：電気事業法施行規則附則第17条に規定する需要場所の特例により、１の需要場所に２引込の配線とする。

（注13）　事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。

（注14）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

（注15）　燃料区分名は次の記号のとおり。

Ａ：メタン発酵ガス

Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）

Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）

Ｄ：建設資材廃棄物

Ｅ：一般廃棄物・その他のバイオマス

Ｆ：その他（助燃剤等）

Ｇ：バイオマス液体燃料

（注16）　燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

（注17）　バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。

（注18）　バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。

（注19）　変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。

（注20）　使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本工業規格Ａ３とすること。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十条中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第五条第一項第九号及び第十の二号の改正規定については、令和二年四月一日から施行する。